

第3期 地域福祉計画 地域福祉活動計画

誰もが自分らしく 安心して暮らしつづけられる
繋がりのあるまちづくり



令和4年3月
大月町

はじめに

平成29年3月に第2期地域福祉計画を策定して5年間、町民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、健康づくりや高齢者の生きがいづくり、安心して子育てができる環境整備、障害のある方への切れ目のない支援等、様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、かつてない新型コロナウイルスの感染拡大による、今なお世界中が混乱している状況の中、生活が一変し不安な毎日を強いられています。また単身高齢世帯や認知症高齢者の増加に伴い、地域の支え合いの力が弱まる等、課題も多く改めて地域住民相互の助け合い、包括的な対策の必要性が再認識されました。

令和3年7月策定の第7次大月町総合振興計画に掲げた「**住みたい、住める、住んでよかった未来へ繋ぐまちづくり**」を念頭に、このような課題解決に向け、地域を活性化させる「人づくり」や「地域づくり」に取り組んでいくことが重要と考えています。地域住民が主体となり、地域の支え合いの強化や地域福祉活動がより一層展開できるよう「第3期地域福祉計画」を策定しました。

今後は、本計画をもとに、これまでの取り組みも継続しつつ、地域で支え合う保健・医療・介護・福祉が一体となった包括的支援体制の確立に努め、町民の誰もが住み慣れた地域で、健やかに心豊かに安心して暮らし続けることができる町づくりを進めてまいります。

最後になりましたが、第3期計画の策定にあたり、貴重なご意見等いただきました策定委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和4年3月 大月町長 岡田 順一

目次

第1編 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 5
2. 計画策定の目的 5
3. 自助・互助・共助・公助の役割 6
4. 関係機関の役割と位置づけ 8
5. 計画の位置づけ 9
6. 計画期間 12
7. 計画策定体制 12
8. 計画評価体制 12

第2編 地域福祉計画の推進

第1章 本町の現状と課題

1. 人口の状況 15
2. 子どもの数の動向 17
3. 高齢者の現状 18
4. 障害のある人の現状 20
5. 地域福祉資源の状況 21
6. アンケート結果について 22
7. 各分野における課題 23
8. 新たな課題への対応 26
9. 第2期計画の評価 26

第2章 地域福祉計画の推進及び目標

1. 基本理念・基本目標
「誰もが自分らしく 安心して暮らしつつけられる
繋がりのあるまちづくり」 28
2. 施策(取り組み)の体系図 29

第3章 施策の展開

1. 支え合い、助け合えるまちづくりをしよう
(1) 地域住民同士つながって孤立しないまちづくり 31
(2) 地域住民の困りごとを支えられるまちづくり 34

- 2. 安心・安全なまちづくりをしよう
 - (1) 困りごとをまいごにさせないまちづくり ……38
 - (2) 災害に強いまちづくり ……42

- 3. 笑顔で元気に暮らせるまちづくりをしよう
 - (1) 健康で生きがいを持って生活できるまちづくり ……45
 - (2) 移動や生活に困らないまちづくり …… 48

資料編

- 資料1 地域福祉計画に関するアンケート(民生委員) …… 51
- 資料2 地域福祉計画に関するアンケート(手帳所有者) …… 53
- 資料3 地域福祉計画における取り組み評価 …… 55
- 資料4 大月町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿… 60

第1編 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画策定にあたって



①. 計画策定の趣旨

現在、全国的に少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域の繋がり希薄化等、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安等、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政等が協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、みんながみんなを支え合うことが大切です。国は、高齢者や障害のある人、子ども等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに策定を努力義務とする等、地域福祉の重要性を改めて示したところです。本町の「第3期地域福祉計画」は、「地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、地域福祉の推進に向け目指すべき方向と具体的な取り組みを整理し、より実践的な取り組みへと繋げていくことを目指しています。

②. 計画策定の目的

1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障害者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことを言います。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家族の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO等の活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度等社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取り組みが必要です。





2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的

全ての住民が住み慣れた地域で様々な課題を抱え込んでしまい、それを相談することができないケースに陥る人がいます。特に近年は、地域生活課題が多様化・複雑化しており、単一の制度では支援できないケースも見受けられます。課題を抱える人が地域の中で埋もれてしまわないよう、適切な支援に繋げるために、包括的な支援体制づくりを進め、複数の関係機関が連携しながら、制度の狭間に陥った人々に切れ目のない支援を行う重層的な支援体制の整備が必要となっています。

変化の激しい時代の中で、すべての住民が互いに支え合いながら安心して暮らしていく「地域福祉」を推進していくため、地域づくりや地域生活課題への対応、解決に向けた仕組みづくり等について、大月町として進むべき姿を計画に定めることを目的としています。

また、令和2年度に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、地域の活動を継続することが難しい状況になりつつあり、今後は新しい生活様式に対応した、地域住民を中心とした地域での交流や助け合いを持続するための新しい取り組みについても考えていく必要があります。

そのため、この地域福祉計画における住民主体活動をより具体化し、住民同士の支え合い等住民主体の行動計画を定めた民間の活動計画である「地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

③. 自助・互助・共助・公助 の役割

生活課題が複雑、多様化する中で、行政サービスだけでは十分な対応ができない状況が想定されます。本計画は「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組んでいきます。

多面的なセーフティネットの構築や、災害時に被害を最小限に抑えるための備え等には、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれ有効に機能し、連携することが大切です。

自助（自分・家族）

日常生活の中のさまざま課題に対して、個人の意思と行動や、家族の支え合いによって主体的に解決を図ることを「自助」といいます。また、自分の努力のみで解決できない課題等についても、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に情報や支援を求めることも「自助」の一環です。

計画では、一人ひとりがより「自助」に取り組みやすいような環境整備に努めます。

互助（近隣・地域）

「自助では解決できない課題に対して、近隣・地域に暮らす人同士や地域で活動する組織・団体等による、支え合い・助け合いで解決を図ることを「互助」といい、見守り活動や災害時の避難支援をはじめ、地域福祉においては中心的な取り組みになります。

「互助」を進めていくには、地域で暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に、担い手でもあることを自覚し、地域の中でお互いの信頼関係を保ち、それぞれが役割を担っていくことが大切です。

共助（地域・社協・各種団体）

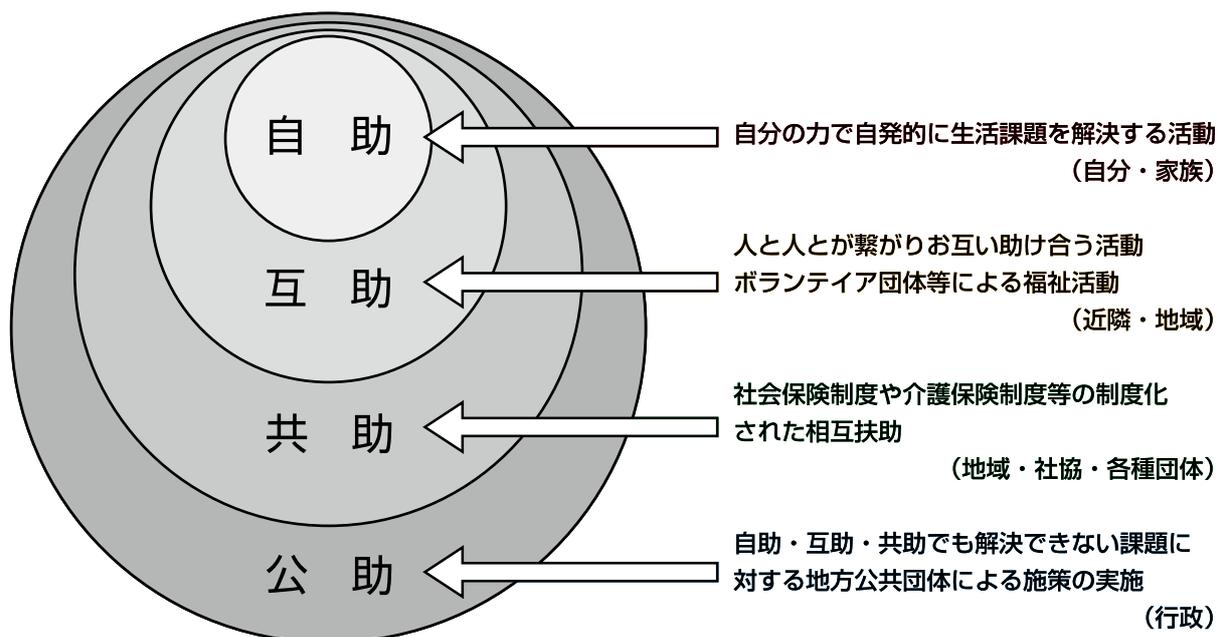
制度化された相互扶助（社会の中で一人ひとりが互いに助け合うこと）のことで、医療、年金、介護保険、社会保険制度等で多くの被保険者により相互の負担を分散化して成り立つような取り組みになります。

支えてもらう側と支える側の力のバランスが崩れると、支え合い・助け合いで解決を図る「互助」の関係性が壊れてしまいます。そこで、必要に応じて「共助」により第3者が介入することで、「自助」を支え、「互助」の負担を減らします。

公助（行政）

公による負担（税による負担）で成り立ち、行政や公的機関が提供するサービスや支援を「公助」といいます。自助や互助だけでは解決が難しい複雑・多様化する地域生活課題に対応し、地域福祉を推進するための社会全体の基盤づくりを行うことも「公助」の役割となります。

行政や公的機関は、法律に基づく制度や、広域的な対応の役割に加え、地域住民同士や地域で活動する組織・団体等の地域主体の活動を支援援助するよう努めます。





④ 関係機関の役割と位置づけ

地域福祉の推進にあたっては、地域にいる全ての関係者が、それぞれの強みを発揮し、弱みを補完し合って、地域福祉のコミュニティづくりに取り組むことが求められます。本計画では、基本理念の実現に向け、関係者に期待される役割を次のように考えます。

○ 一人ひとりの町民

自らの住む地域に関心をもち、地域活動への参加を通じて、地域への愛着を持って、社会貢献活動に取り組むことが期待されます。また、一人ひとりの学びが地域福祉の取り組みや地域の課題の発見に繋がっていくことが期待されます。

○ 自治会

地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域の繋がりを高め、地域福祉の取り組みに繋がっていくことが期待されます。

○ ボランティア団体、NPO法人等の多様な民間主体

地域の生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）や活動参加の受け皿となることが期待されます。

○ 民生委員・児童委員

町民の立場に立った福祉的視点からの相談援助を行うとともに、地域に密着した活動を通じて支援の必要な人や地域の生活課題の発見を行い、関係機関との情報共有を図り、住民ニーズに寄り添った活動を行うことが期待されます。

○ 大月町社会福祉協議会

行政とは異なる民間組織として、町民と行政や活動団体、専門職等との間をつなぐ役割を担います。また、地域の様々なニーズや社会資源を活用した地域福祉活動を推進します。

○ 大月町

公的な福祉サービスを適切に提供し、専門性を必要とする事例等への対応を担います。また、地域福祉の取り組みを推進するための基盤整備や、地域で必要な情報の提供、相談体制やサービス供給体制の充実を図ります。

○ その他民間事業者

地域の様々な活動を担う一員として、関係機関と連携し地域福祉の取り組みに積極的に関わることが期待されます。

⑤. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

社会福祉法において、地域福祉の推進が掲げられ（第4条）、市町村が地域福祉計画を策定する旨の規定（第107条）に基づく計画となっています。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその他の世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の課題に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めるとができる体制の整備に関する施策



三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

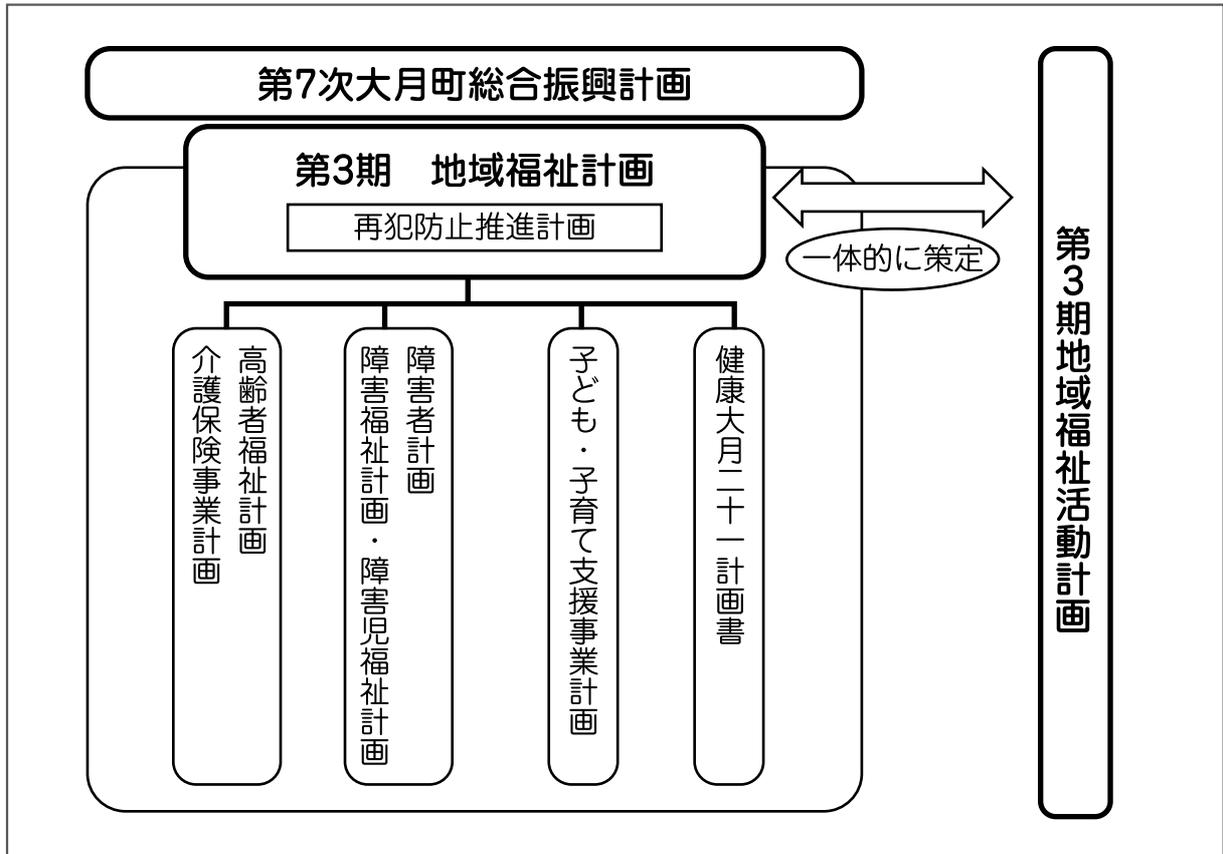
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、「第7次大月町総合振興計画」を上位計画とし、より具体的に福祉のまちづくりについての方向を示すものです。また、本町においては、福祉の個別計画として、「高齢者福祉計画（介護保険事業計画を含む）」、「障害者計画」、「障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）」があります。地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、これら個別計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、対象者や分野にかかわらず、福祉の観点から町民の生活支援をめざす計画となります。そのため、教育、生活環境等の関連する行政計画の考え方をふまえるとともに、行政と町民、地域団体、福祉サービス事業者等が協働する仕組みを整備する計画です。

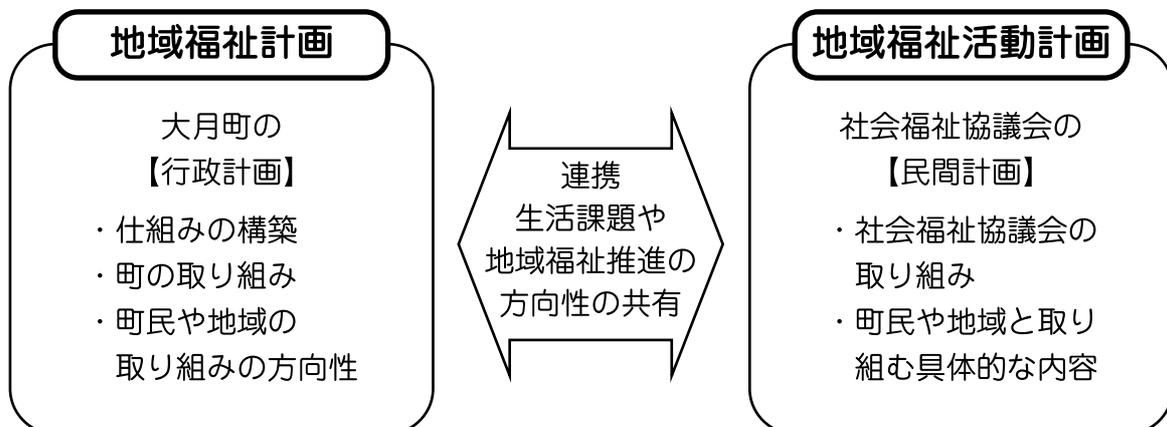
さらに、本計画は、再犯防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

他計画との関係（イメージ図）



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係性

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、大月町の地域福祉を進める上で、同じ方向を目指し、連携していくことが重要であることから、本計画においては一体的に策定しました。





⑥．計画期間

本計画は、前計画（第2期計画）「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を引き継ぐものとし、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、本計画の策定後に社会情勢の変化や関連計画との整合性等を見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

⑦．計画策定体制

本計画の策定は社会福祉関係機関や自治会等町民関係団体、関係行政機関、学識経験者等で構成する「大月町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」の審議を基本とし、これまでの住民により得られた意見等を基に、関係機関の職員で構成する作業部会を設置し策定します。

⑧．計画評価体制

本計画の効果を検証するために、年に1回、進捗状況管理を行います。関係機関の代表者の意見を聞き、問題の改善に向けた検討や法改正の動向に対応し、必要に応じた見直しを進め、「大月町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」にて大月町全体の地域福祉の方向性を再確認するものとしします。

第2編 地域福祉計画の推進



第1章 本町の現状と課題

①. 人口の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は、令和2年の国勢調査結果によると、総人口4,434人となっており、国勢調査ごとに減少しています。令和2年の年齢構成比では、高齢者人口が約半数を占めており、少子高齢化に歯止めがかからない状況となっています。

人口の推移

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	6,956	6,437	5,783	5,095	4,434
年少人口 (0歳～14歳)	897	722	569	446	312
構成比	12.9%	11.2%	9.8%	8.8%	7.0%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	3,792	3,419	2,941	2,409	1,946
構成比	54.5%	53.1%	50.9%	47.3%	43.9%
高齢者人口 (65歳以上)	2,267	2,296	2,273	2,240	2,176
構成比	35.7%	35.7%	39.3%	44.0%	49.1%

資料 国勢調査



(2) 人口の推計

将来人口推計の一般的な方法として用いられるコーホート変化率法により、令和12年までの人口を推計すると3,456人にまで減少する見込みです。そのなかで、減少幅が小さい高齢者人口においては、令和7年に構成比率が50%を超える予測となっています。

人口の推移(推計値)

単位：人

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	5,783	5,095	4,434	4,137	3,456

年少人口 (0歳～14歳)	569	446	312	214	125
構成比	9.8%	8.6%	7.0%	5.2%	3.6%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	2,941	2,409	1,946	1,791	1,470
構成比	50.9%	47.3%	43.9%	43.3%	42.5%
高齢者人口 (65歳以上)	2,273	2,240	2,176	2,132	1,861
構成比	39.3%	44.0%	49.1%	51.5%	53.9%

実績値 国勢調査
推計値 コーホート変化率法

②. 子どもの数の動向

(1) 出生数、出生率の動向

本町の出生数は、年度によって増減はありますが、出生率は1～4%台と低い水準となっています。

出生数の推移

単位：人

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
13	11	17	6	22

出生率の推移

単位：%

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2.5	2.2	3.5	1.3	4.7

資料 住民基本台帳

(※) 出生率：人口1,000人当たりの1年間の出生児数の割合

(2) 園児、児童、生徒数の推移

本町における令和3年5月1日現在の保育園児数は68人、小学校児童数は139人、中学校生徒数は90人で合計297人となり、平成29年からの推移をみると各生徒数ともに減少傾向となっており、全体では、4年間で94人も減少しています。

単位：人

	保育園児数	小学校児童数	中学校生徒数	合計
平成29年	101	185	105	391
平成30年	84	170	107	361
令和元年	74	163	98	335
令和2年	70	151	101	322
令和3年	68	139	90	297

資料 学校基本調査(各年5月1日)



(3) ひとり親世帯の推移

本町における平成12年のひとり親世帯数は26世帯で、総世帯数の0.9%を占めています。平成17年から平成27年までは、増加傾向となっています。

内訳を見ると、母子家庭が約80%を占めています。

単位：世帯

	父 子	母 子	ひとり親世帯	総世帯数に対する割合
平成12年	6	20	26	0.9%
平成17年	7	32	39	1.4%
平成22年	13	57	70	2.7%
平成27年	10	54	64	2.7%
令和2年	8	38	46	2.1%

資料 国勢調査

③. 高齢者の現状

(1) 高齢者数、高齢世帯数の推移

総人口、総世帯数ともに減少傾向にあり、高齢者の単身世帯が平成12年の17.5%から、令和2年には28.3%に増えています。

単位：人

	総人口	男	女	65歳以上	男	女
平成12年	6,956	3,280	3,676	2,267	915	1,352
平成17年	6,437	3,030	3,407	2,296	921	1,375
平成22年	5,783	2,738	3,045	2,273	913	1,360
平成27年	5,095	2,424	2,671	2,240	944	1,296
令和2年	4,434	2,128	2,306	2,176	969	1,207

資料 国勢調査

単位：世帯

	総世帯数	高齢者 単身世帯	高齢者 夫婦世帯
平成12年	2,854	499	494
		17.5%	17.3%
平成17年	2,740	549	490
		20.0%	17.9%
平成22年	2,573	548	449
		21.3%	17.5%
平成27年	2,369	566	432
		23.9%	18.2%
令和2年	2,107	596	419
		28.3%	19.9%

資料 国勢調査

(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者の推移を見ると、平成29年から増加傾向にありましたが、令和2年に433人に減少しその後も、減少傾向となっています。

要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
要支援1	40	46	49	53	45
要支援2	41	46	49	33	37
経過的要介護	0	0	0	0	0
要介護1	100	89	89	104	101
要介護2	56	70	70	75	70
要介護3	46	52	48	49	53
要介護4	61	55	67	59	66
要介護5	87	85	73	60	56
計	431	443	445	433	428

資料 保健介護課（各年9月末）



④ 障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者を障害の種類別に見ると、肢体不自由が最も多い状況で、これに続く内部障害を合わせると全体の84.5%を占めています。

障害の等級については、1級及び2級を合わせた重度障害者の割合が40.5%と、半数近くを占めています。

身体障害者手帳所持者の状況(令和3年4月1日現在)

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
肢体不自由	25	21	36	54	27	14	177
視覚障害	3	7	1	2	6	2	21
聴覚・平衡	3	6	3	8	0	12	32
音声・言語・そしゃく	0	0	1	0	0	0	1
内部障害	72	4	11	30	0	0	117
合計	103	38	52	94	3	28	348

資料 町民福祉課

(2) 療育手帳所持者の状況

知的障害者を程度別に見ると、A1及びA2が46.7%を占めています。

療育手帳所持者の状況(令和3年4月1日現在)

単位：人

程 度	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合 計
所有者数	8	13	13	11	45

資料 町民福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者数を等級別に見ると、2級が最も多く、全体の78.0%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(令和3年4月1日現在)

単位：人

	1級	2級	3級	合 計
所有者数	5	32	4	41

資料 保健介護課

⑤. 地域福祉資源の状況

町内には、以下のような施設が整備されています。

大月町施設状況

	名 称
介護保険関係施設	特別養護老人ホーム「大月荘」
	グループホーム「月のなごみ」
	グループホーム「のんびり館」
	グループホーム「ほほえみ」
	有料老人ホーム「高原の郷」
介護保険サービス事業所	大月町指定居宅介護支援事業所
	大月町指定（介護予防）訪問介護事業所
	大月町指定（介護予防）通所介護事業所「さんご」
	大月町基準該当（介護予防）訪問入浴介護事業所
	大月病院（介護予防）訪問リハビリ
	大月町地域包括支援センター
障害福祉サービス事業所	大月町指定相談支援事業所
	大月町指定居宅介護事業所
	大月町基準該当生活介護事業所「さんご」
医療機関	大月町国民健康保険大月病院
	佐々山歯科
	ながおか歯科医院
主な公共施設	大月町役場
	中央公民館
	子育て世代包括支援センター
	大月町生活支援ハウス「あさがお」
	大月町社会福祉協議会
	あったかふれあいセンター「ほっとセンター」
	大月町健康管理センター
学 校	大月町立大月小学校
	大月町立大月中学校
保育所	大月町立おおつき保育所



⑥. アンケート結果について

(1) アンケートの集計内容

<アンケート対象者：民生委員> (資料1参照)

前回の計画を検証するにあたり、民生委員の皆さんに、【各取り組みが、行われていた・改善された・良くなったと思いますか】というアンケートを行いました。

「そう思う」「まあそう思う」という回答が多く得られ、分野によっては「変わらない」という回答が多くありましたが、「あまりそう思わない」「そう思わない」は少ない結果となっています。

<アンケート対象者：障害者手帳所有者> (資料2参照)

障害者手帳所有者にもアンケートを実施しました。

「交通の便が悪い」といった交通面や、「暮らしやすい町にしてほしい」「働く場所が少ない」等、生活環境に対する意見が多くありました。

(2) アンケート意見の抜粋

(困っていることや不便に感じること)

- 病院へ行くのが大変なので、診察に来てもらいたい。
- バスの本数を増やしてほしい。
- 障害者への理解を深めてほしい。
- 暮らしやすい町にしてほしい。
- 仕事がない。

(あったらいいと思うこと) <障害者手帳所持者>

- メール等で手帳の更新時期や必要書類を知らせてほしい。
- 心療内科や精神科があってほしい。

(健康づくりや生きがいづくりをするための取り組み) <民生委員>

- 介護予防や健康づくり事業は、充実している。
- お互いに協力し、困っている人がいれば声をかけることが大事だと思う。
- 月2回ほどのペースで健康体操を行い、体を動かしている。

(3) アンケート結果のまとめ

アンケート結果から前回の計画での取り組みが改善された良くなったという意見がある一方で、交通面の改善をしてほしい、障害者への理解を深めてほしい、仕事がない、手帳の更新をメール等で知らせてほしい等といった意見がありました。こういった意見を基に、地域の人たちの生活や社会参加を維持していくために交通環境の整備や就労支援、分かりやすい情報発信、地域での居場所づくりが課題と考えます。

そのために地域のニーズを把握し、自助・互助・共助・公助が連携しながら課題解決に向け、地域福祉の取り組みをさらに拡充でき、施策につなげていく必要があります。

7. 各分野における課題

(1) 高齢者支援分野

高齢者福祉に関する事業は、主に老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した「第8期介護保険事業計画」により推進しています。

この計画は、基本理念を「未来へ繋ぐまちづくり」とし、次の3項目の柱を設定し福祉の充実を目指しています。

- 地域で生きがいを持ち、生き活きと暮らす
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける
- 自立を支える介護保険サービスを提供する

大月町の高齢者人口（65歳以上）は、2,400人前後の期間が10年ほど続き、人口は減り続けている中でも、高齢者人口が維持されている超高齢化社会そのものでした。しかし、令和3年度には65歳以上人口も減少に転じ、少子高齢化はより顕著となり、子どもの数が少ないだけでなく働き盛り人口、人材の不足という事態に陥っています。

大月町の要介護者数は、428人で常に新規申請者が出ています。町内には3つの認知症グループホームと特別養護老人ホーム、有料老人ホームが各1つありますが、常に待機者がいる状況です。要介護であっても在宅での生活が継続できることが、個人の生活の質にもつながってきます。大月の介護認定者の状況は、平均年齢も高く在宅率も高いのですが、在宅を支える介護人材の不足が懸念されています。

住み慣れた地域で人生を全うできる地域包括支援システムの構築が求められている中で、大月町の従来からの、人懐っこくおせっかいとも言われる住民性が、誰に言われたわけでもない地域の見守り体制にもなっています。人と人の繋がりを生かしながら地域でお互いを見守れる地域づくりが喫緊の課題です。

また、要介護になること自体を防止するには、壮年期からの健康づくりが大切で地域ぐるみで介護予防に取り組む体制づくりも必要です。



(2) 障害者支援分野

障害者福祉計画に関する事業は、主に障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「幡多西部障害者計画」と、障害者総合支援法第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した「第6期大月町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」により推進しています。

この計画は「安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現」を計画の基本理念に定め、事業計画としては次の4項目を基本に障害福祉サービスの充実を図ります。

- 障害のある人の自己選択の尊重
- 安心して暮らすことのできるサービスや支援の充実
- 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 障害児支援の充実

東京パラリンピックが盛大に開催され、障害者への理解は進んできていると言えるでしょう。大月町では障害者に特化した施設は少なく、障害者が集う場や役割を担う場面が十分ではありませんが、個々の対象者は、仲間と共に過ごす活動やお互いを行き来しあえる関係を築いてきています。障害福祉サービスの十分な周知と活用を通じて障害者の生活の質を維持し、自分らしい生き方を支援する必要があります。また、障害は生活上の差し障りではあるものの、その人の全てではなく個性の一部としてお互いを認め合える社会の実現が求められています。

(3) 子ども・子育て支援分野

児童福祉に関する事業は、主に子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「大月町子ども・子育て支援事業計画」により推進しています。

この計画は、すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進しています。

事業計画としては、次の4項目を基本目標とし、総合的な施策の展開を図ります。

- 安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実
- すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備
- 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成
- 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりの推進

大月町では保育所入所年齢が生後6か月以上に引き下げられ、さらに保育料を無料にする等、子育て環境の整備に努めています。全園児の保育料の無料化は子育て家庭への支援策として町外からの移住を後押ししています。

しかし、子育て家庭が集える「子育て支援センター」がないため、ほっとセンターや地域包括支援センター等を利用し集いを開催していますが、施設の設置を求める声も多く聞かれています。入所年齢の引き下げや出生数の減少で、未就園児は少なくなってきましたが「日中子どもと二人だけになり不安になる」等の声もあり、同じ境遇の子育て家庭と集える場合は、母親たちの心のよりどころになっていると言えるでしょう。

また、ひとり親や様々な要因を抱えた家庭も少なくなく、子育て支援や保護者自身の支援の必要性も出てきています。行政は適切な支援情報の提供と早期介入が必要であり、すべての子どもの人権が守られ、子育て家庭が心穏やかな生活が送れるような支援を展開する体制が必要です。

(4) 生活困窮者の支援

就労したくても働き先が見つからず就労できない人や、育児や介護等により、仕事に就いても仕事内容や条件が合わない人、最低賃金以下に満たない給与水準で収入があっても生計の維持が困難な人がいます。さらに、病気や障害により仕事を続けることができない人たちも増えています。近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就労の場は限られ、さらに厳しい現状となっています。

生活困窮者への支援として、衣食住の確保のためのフードバンクや自立支援相談事業を活用し、またハローワークと連携した就労先の調整等を行います。さらに、ひきこもり者や出所者等病気や障害の有無に関わらず、社会と接点が持ちづらい人への就労支援を充実させ、その人の能力やできることを活かした就労につなげる仕組みづくりが求められています。

(5) 災害時要配慮者支援体制の構築

南海トラフ地震は近いうちには起きると言われています。沿岸部では津波による被害が想定され、町中心部でも道路の寸断、インフラの崩壊が懸念されます。

災害対策では自助・互助・共助・公助の助け合いが重要であり、地域でのつながりは欠かすことが出来ません。お互いが助け合う意識を持ち、平時からの備えや訓練が重要です。行政では、災害に備えて要配慮者台帳を地域と共有し弱者への支援策を充実させなければなりません。

災害に備えた住民の意識づくりを地域と共に醸成し、避難のためのハード面の整備と地域と社会資源や行政等町全体で取り組む災害対策を進める必要があります。



⑧．新たな課題への対応

地域福祉計画では、地域における高齢者、障害者、児童福祉その他の福祉各分野における課題に対応することが求められます。時代と共に家族構成や生活スタイルが変化し、近年ではコロナ禍の中、人との距離を保つことが強いられ、就労体系や社会構造にも変化が現れています。高齢者や障害者、児童福祉といった制度には当てはまらない様々な要因が顕著になっています。生きづらさを持った人たちへの支援、多文化共生社会の実現、引きこもりや自殺予防対策支援、虐待への統一的な対応、加害被害両当事者への支援、罪を犯した人への社会復帰支援、地域住民が集う拠点整備、就労や活躍の場の確保、居住や就労支援等、多岐にわたった環境整備が必要です。

⑨．第2期計画の評価

(1) 基本目標 1 支え合い、助け合えるまちづくりをしよう

住民同士がつながってお互いが支え合い、地域の中の困りごとが住民の手によって解決に向かう環境づくりを目指して、見守り体制づくり、ふれあいサロン、配食サービス等に取り組みました。新型コロナウイルスの影響により、集いの機会は減少したものの、地区での訪問、見守りは民生委員活動や配食、傾聴訪問等を通じて続けられました。一方、こうした活動の担い手は不足しており、福祉教育を中心とした活動により人材育成を行い、支え合い、助け合えるまちづくりに取り組みます。

地域の集いの場づくりとして、健康相談や運動教室を実施していますが、内容のマンネリ化や参加者の増加に繋ぐことが出来ず、地域が主体となって運営するまでには至りませんでした。

(2) 基本目標 2 安心・安全なまちづくりをしよう

住民が困りごとを相談できる窓口として、ほっとセンターや総合相談窓口を開設し、相談を受付けました。特に、高齢化に伴う身の回りのこと、生活困窮、空き家、独居といった相談が増加している状況が見られました。

また、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の流行により生活が困窮している世帯からの相談が多く寄せられ、新型コロナウイルス特例貸付や、生活困窮者自立支援事業による相談支援を通じ、必要な支援を行いました。ただ、新型コロナウイルスの影響は今後も続くと見られ、関係機関と協働による相談支援体制の整備を図り、寄り添った支援が必要となります。さらに、近い将来起こるといわれる南海トラフ地震に備えるべく、支援が必要な人の情報共有や避難道の整備に努めてきました。個別避難計画はまだ作成

途中ですが、個人と地域が主体的に災害に対応できる取り組みを進めているところです。

平成30年7月豪雨の際には、災害ボランティアセンターを設置し、地域の復興に向けて取り組みました。南海トラフ地震や、他の災害に備え、災害ボランティアセンターの機能充実に取り組んでいきます。

(3) 基本目標 3 笑顔で元気に暮らせるまちづくりをしよう

老人クラブにおいては、会員同士の呼びかけや、広報を通じた活動紹介等の仲間づくり・健康づくり活動に取り組んできました。しかし、新規加入者が減少しており、活動の継続が難しくなっている地区もみられます。今後も気軽に交流できる集いの場を作るための支援を行います。

大月町若者を元気にする会「青い空ぼっこぷう〜ん」は、各種助成を活用しながら社会参加の支援活動等を行っており、ひきこもりの方たちの居場所、活動場所づくりを支援していきました。ほっとセンターでも、障害、ひきこもりの方に畑づくりや居場所として開放し、地域住民同士が関わり合いながらの支援へとつなげていきました。

移動や生活に困らないまちづくりについて、ほっとセンター利用による買い物支援や通院支援を行ってきました。移住者も含め町内のすべての人が、住みやすく元気で暮らせる地域になっているかは、評価が難しいところでもあります。大月町を選び移住してくれる人からは、概ね好評な意見をいただいておりますが、高齢者等日常生活に何らかの支障を持っている人も少なくないと考えます。個々人では、近隣で協力し合いながら生活できている地域もありますが、多くの方が安心できる、移動や買い物、医療、文化的生活が確保された地域づくりが求められています。今後も地域の高齢化に伴い、移動手段に困る方のニーズは増えてくると考えられます。

ボランティアセンター機能の充実について、地域住民からの依頼を受け、有償ボランティアを派遣するコーディネートを実施しました。有償ボランティア登録者数は増加していますが、地域からのニーズも年々増加しており、ボランティア発掘の取り組みを継続する必要があると考えています。



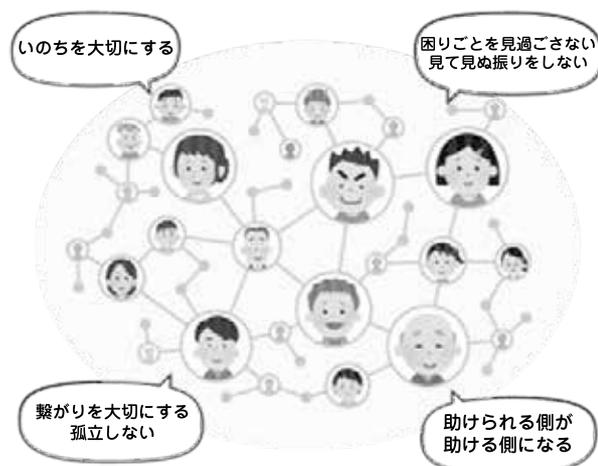
第2章 地域福祉計画の推進及び目標

① 基本理念・基本目標

誰もが自分らしく
安心して暮らしてつづけられる 繋がりのあるまちづくり

大月町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画では、第6次大月町総合振興計画に掲げる「住みたい、住める、住んでよかったまちづくり」を基本理念に、様々な活動を展開してきました。第3期計画では、令和2年度の法改正で『地域共生社会の実現』が追加されたことを加味し、単に配慮の必要な人への給付や支援にとどまらず、多様なニーズにこたえる包括的な支援体制の整備を行います。

まずは、地域における高齢者、障害者、児童、多様性を持ったすべての人たちの地域生活課題を住民自らが把握し、その課題を解決するための地域福祉活動へ住民自らが参加できる環境整備や、相互に交流を図り活動できる拠点の整備を行います。また、身近な圏域で、地域生活課題に関する相談窓口を開設、周知し、包括的に相談を受け止め、関係機関と連携を図る体制整備を行います。そして多機関の協働により、関係機関によるチーム支援や地域福祉活動の中核を担う機能、支援に関する協議と検討、情報の早期把握と地域住民との連携等の機能を構築し、地域共生社会の実現を目指した包括的地域支援体制の整備を行政や地域等の枠組みを超え、一丸となって推進していきます。



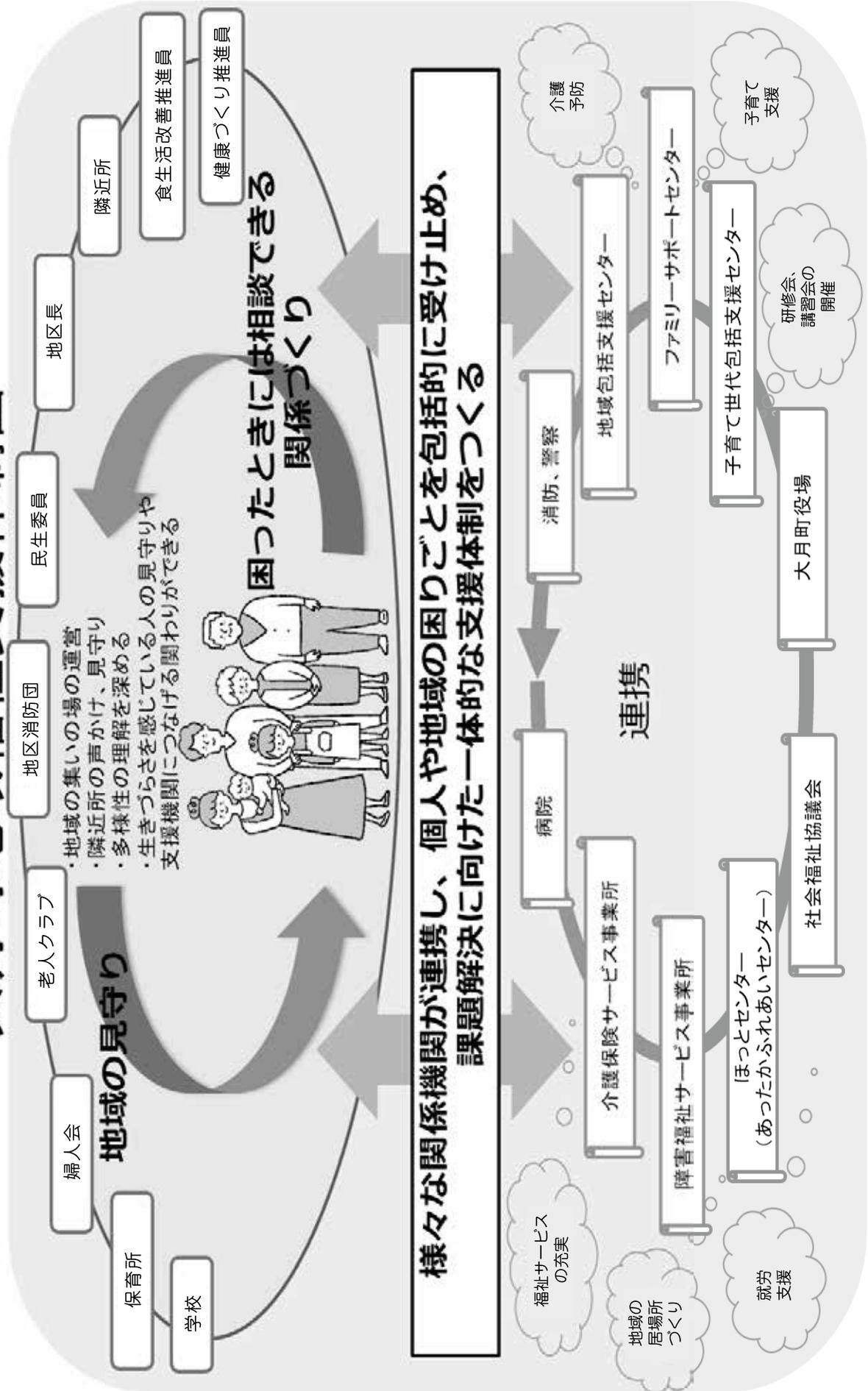
「おたがいさま」の暮らしがある社会へ

②. 施策(取り組み)の体系図

	基本目標	取り組みの柱	具体的な取り組み
基本理念 「誰もが自分らしく 安心して暮らしていける 繋がりのあるまちづくり」	1 支え合い、助け合えるまちづくりをしよう	(1) 地域住民同士つながって孤立しないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣近所から始まる支え合いづくり ・ 子育てしやすい環境づくり ・ みんなが参加できる仕組みづくり ・ 孤立しない取り組み、仕組みづくり ・ ふれあいネットワークの推進
		(2) 地域住民の困りごとを支えられるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援サービスの充実 ・ 地域リーダー（担い手）や福祉活動に携わる人材の育成
	2 安心・安全なまちづくりをしよう	(1) 困りごとをまいごにさせないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制の構築 ・ 権利擁護制度の普及啓発 ・ わかりやすい情報の提供
		(2) 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・緊急時の支援体制の強化
	3 笑顔で元気に暮らせるまちづくりをしよう	(1) 健康で生きがいを持って生活できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ みんなが元気で暮らせる地域づくり ・ 介護予防、健康づくり事業の充実
		(2) 移動や生活に困らないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が気軽に交流できる場所づくり ・ 生活困窮者への支援



大月町地域福祉支援体制図



第3章 施策の展開

基本目標1 支え合い、助け合えるまちづくりをしよう

(1) 地域住民同士つながって孤立しないまちづくり

地域住民の中には、孤立や孤独への不安を抱えている人は少なくありません。多様化するニーズに対応するため、民生委員等の活動だけでなく、地域住民同士の見守りや支え合いが必要です。地域での支え合いを推進するうえでは、近所や地域の人達との人間関係が基盤となることから、あいさつや会話、情報交換等基本的なコミュニケーションを大切にしながら、地域づくり仲間づくりに取り組みます。

【地域での取り組み】

- ・ 地域の集いの場に積極的に参加しましょう。
- ・ 隣近所の人に挨拶や声掛けを心がけましょう。

【社会福祉協議会の役割】

- ・ 地域の人たちが社会参加出来るよう、関係機関と連携し必要な支援につなげます。
- ・ 各種事業を通じ、地域住民同士の見守り等支え合い活動に繋がるように努めます。
- ・ 各地区で座談会を開催することで、地域住民が生活していく上での課題について、発見・相談・支援に繋がる協力体制の整備・充実に取り組みます。

【行政の役割】

- ・ 個人の多様性を認め合える社会の実現のため、広報啓発活動に努めます。
- ・ 各関係機関と連携し、地域の見守り体制の充実に努めます。
- ・ 健康づくり、介護予防等健康意識の向上や生きがいづくりの場に努めます。
- ・ ひきこもり等の実態把握に努め、支援体制を構築し、自立に繋げていきます。
- ・ 生きづらさを抱える人の身近な相談役や必要な支援につなげるためゲートキーパーの養成を行います。
- ・ 介護予防や健康づくり、世代間交流等をとおして、地域の人たちが集まれる場の整備を行います。



【行政が取り組むこと】

主な取り組み	担当課
<p>啓発活動</p> <p>生活や健康等について相談できる相談機関を周知します。また、地区長や民生委員等が、地域で孤立している人の見守りや相談機関等の支援先に繋げることができるよう、病気や障害、ひきこもりなどについての勉強会や講演会を開催し、正しい知識を得ることができる場を設けます。</p>	保健介護課
<p>地域の人たちが集まれる場の整備</p> <p>健康づくりや介護予防をきっかけに地域の人たちが集まり、お互いに顔を合わせて声かけができる場を充実させます。また、集まりやすく、安全に過ごせる環境づくりについて地域の人たちと一緒に考えます。</p>	保健介護課
<p>ひきこもり等の実態把握</p> <p>社会と接点を持ちづらい人の把握を行い、当事者や家族の現状を知り、支援が必要な場合にはアプローチできる体制づくりを行います。</p>	保健介護課
<p>赤ちゃん相談</p> <p>子育て世代が育児やその他の悩み等を相談でき、子どもと一緒に楽しい時間を過ごしなが、乳幼児期の発育、発達状態の把握や離乳食について、年齢に応じた育児情報を提供できる体制を整備します。</p>	保健介護課



【社会福祉協議会が取り組むこと】

主な取り組み	活動主体または相談窓口
<p>いきいきふれあいサロン 地区老人クラブを中心としたサロン活動を支援することで、住民同士の交流を通じて、住民同士が見守り支え合えるように努めます。</p>	<p>老人クラブ連合会</p>
<p>傾聴訪問 傾聴について研修を受けた者が、高齢者宅、入居施設を訪問し、相手の心に寄り添い話を聴きます。</p>	<p>民生児童委員協議会 老人クラブ連合会女性部</p>
<p>赤ちゃん訪問 大月町広報に掲載された赤ちゃんのお宅に、手作りの品を持って訪問し、地区の民生委員と繋がるきっかけづくりをします。</p>	<p>民生児童委員協議会</p>
<p>認知症カフェ 認知症の方やその家族が集い、認知症のことや日頃の介護のことについて思いを共有できる場を地域包括支援センターと共催で実施します。</p>	<p>社会福祉協議会 ほっとセンター</p>
<p>ふれあい郵便 独居高齢者に手紙を送り、困ったことがあればいつでも安心して相談できる窓口を案内します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>あったふれあいセンター事業 子どもから高齢者まで全ての住民が、障害の有無に関わらず集える交流の場所を提供します。</p>	<p>ほっとセンター</p>
<p>こども食堂（民ちゃん食堂） 子どもの孤食の解消、地域の交流の場づくりを目的として、学校の長期休暇に合わせて手作りのあたたかい食事を提供します。</p>	<p>民生児童委員協議会 女性部</p>



あったふれあいセンター事業



赤ちゃん訪問



いきいきふれあいサロン

(2) 地域住民の困りごとを支えられるまちづくり

少子高齢化や独居高齢者及び高齢者世帯の増加、価値観の多様化等は、長年にわたり地域で築いてきた近所の助け合いやお互いを気遣いあう風潮を低下させる要因とも言えます。高齢・障害・児童等の各分野がまたがり、家庭内での複合化・複雑化した課題等既存の制度やサービスによる解決が困難なケースとして、周りの方にも気づかれないまま悩みを抱え込んでしまうと、地域の中で孤立してしまうことになりかねません。その結果、誰にも繋がらず、より深刻な課題となり解決が困難となる恐れがあります。

そうしたことに対応するためには、まず、地域住民一人ひとりが地域に目を向け、地域課題を自分のこととして受け止める等、身近な圏域において地域課題を住民が主体的に把握し、その課題の解決を地域全体で考え、世代や背景を超えた住民同士の交流・話し合いを通じて解決を試みる、住民全体による支え合いのしくみを構築することが重要となっています。

そして、地域住民同士が受け止めきれない課題に対しては、行政、社協関係機関等がしっかりと地域課題を受け止め、多職種・多機関の協働による包括的な相談支援体制や、地域課題解決に繋ぐための既存の社会資源の活用や新たな社会資源の創出等課題を受け止め、多様な機関が繋がる支援体制づくりをしなければなりません。

【地域での取り組み】

- ・ 広報等で行政サービスの情報把握に努めましょう。
- ・ 悩みごとを抱え込まず、誰かに相談しましょう。
- ・ 地域の中で自分ができることを考えましょう。
- ・ 地域のことについて話し合える場づくりをしましょう。

【社会福祉協議会の役割】

- ・日常生活での困りごとに対して、総合相談窓口を開設していることを住民に周知することに努めます。
- ・福祉活動協力校への助成を通じて、児童の福祉に対する関心を深めます。
- ・介護保険事業を展開することにより、地域住民がサービスを利用しながら地域での生活を続けていけるように支援します。
- ・生活福祉資金貸付やフードバンク等を利用し、生活に困っている方の支援を続けます。

【行政の役割】

- ・親子が安心・安全に遊べる場、子育ての悩み等を話し合える交流の場の周知に努めます。
- ・福祉サービスや地域の社会資源についての情報を分かりやすく発信し、必要時に活用してもらえよう住民に広く周知します。
- ・地区長や民生委員等、地区組織の代表となる人達の活動を支援し、地域の困りごとを解決するため協働します。
- ・健康づくり推進員会等で、地域の現状や課題、地域で支援が必要な人について情報共有ができる場を設けます。

【行政が取り組むこと】

主な取り組み	担当課
地域の見守り体制の充実 子育てに対して不安や孤独感を抱える家庭に対して、悩み等を話し、親子が安心・安全に遊べ交流する場を提供します。	町民福祉課
子育て世代包括支援センター 妊婦から子育て期にわたるまで切れ目のない相談・支援に取り組めます。	保健介護課
ファミリー・サポートセンター事業 保育所の送り迎えができない、放課後に預かってもらいたい、子育てから離れてリフレッシュしたい等、子育てをお手伝いして欲しい「依頼会員」と、お手伝いしたい「援助会員」がお互いに会員登録をして、子育ての助け合いを行う有償ボランティア活動の周知を図り、援助活動がスムーズに行われるようサポートしていきます。	まちづくり推進課



主な取り組み	担当課
<p>保育サービスの充実</p> <p>保育所での保育サービスの維持や、病後児保育、一時預かり保育等の実施や障害のある子どもの受け入れの確保等、多様な保育サービスの充実に努めます。</p>	教育委員会
<p>赤ちゃん相談</p> <p>幼児期の発育、発達状態の把握や離乳食のこと等、年齢に応じた育児情報を提供し、子育ての困りごとについて専門的な助言が得られる場として充実させます。</p>	保健介護課
<p>障害福祉事業</p> <p>フライングディスク等の障害者スポーツ大会への出場、作業所利用者等との交流を目的とした「3障害交流会」を実施し、障害者が仲間づくりや社会参加、生きがいに繋がります。また、当事者同士の交流やピアサポートの場として、「月美会」（精神障害者当事者の会）や若者を元気にする会「青い空ぽっこぷう〜ん」（ひきこもり者と家族の会）への支援を行います。</p>	保健介護課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

主な取り組み	活動主体または相談窓口
<p>福祉活動協力校への助成</p> <p>小中学校を福祉活動協力校として指定し、助成を通じて地域福祉推進を図ります。</p>	社会福祉協議会
<p>配食サービス</p> <p>おおむね65歳以上の独居高齢者、高齢者のみ世帯、障害者を対象として、週に1度の配食を通じて見守りや関係づくりをします。</p>	社会福祉協議会 民生児童委員協議会
<p>暮らしの応援団</p> <p>日常生活での困りごとに対して、有償ボランティアの紹介をします。</p>	社会福祉協議会
<p>介護保険事業</p> <p>訪問介護、通所介護、グループホーム等介護保険事業所の運営をします。</p>	社会福祉協議会
<p>有料老人ホーム事業</p> <p>有料老人ホームを運営します。</p>	社会福祉協議会

主な取り組み	活動主体または相談窓口
<p>福祉用具の一時貸付 サービス開始までの間や、身体状況の一時的な悪化に際し、車イス等の福祉用具を無料で貸出します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>生活福祉資金貸付 高知県社会福祉協議会が実施する、生活福祉資金貸付制度の窓口となり、生活に困っている人への相談支援を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>赤い羽根共同募金 地域住民からの募金を、地域福祉に取り組む団体への助成や、福祉教育に活用します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターを配置し、地域の困りごとの発見と解決に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>障害福祉サービス事業 障害をもつ方が、地域で安心して暮らせるように、ヘルパー、デイサービス、相談支援等の事業を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>フードバンク フードバンクに寄付していただいた食品を、緊急的に支援が必要な人にお渡します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>



配食サービス



車いす体験（小学校）



基本目標2 安心・安全なまちづくりをしよう

(1) 困りごとをまいごにさせないまちづくり

地域には認知症高齢者や障害者等、様々な課題を抱えた要支援者が生活しています。そうした方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日頃からのコミュニケーションや、地域住民による見守り等の支援が重要となってきます。

近年、全国的に見られる、虐待やDV等の問題の対応については、地域や関係機関・団体、行政が連携し、問題の早期発見と早期対応に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めることが必要です。

また、住居や就労先を確保できないまま出所するケースや貧困、孤立、疾病等社会生活を営む上で様々な課題を抱えた方の、社会復帰しやすい環境づくりが求められています。

大月町においても、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「大月町再犯防止推進計画」として位置づけ、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組めます。

【地域での取り組み】

- ・ 犯罪や非行防止と立ち直りを支える取り組みへの理解を深めます。
- ・ 保護司・保護司会等の更生ボランティア活動に理解を深め、その活動に協力します。
- ・ 地域全体で犯罪や非行防止と立ち直りを支える意識の啓発に努めます。
- ・ 一人ひとりが福祉や人権について学ぶ勉強会等へ、積極的に参加するよう心がけます。
- ・ 障害のある人やその家族とふれあい、子どもの時から福祉について学びます。
- ・ 様々な課題を抱えている人、生きづらさを抱えている人、気になる人がいたら、関係機関に相談します。

【社会福祉協議会の役割】

- ・ 生活困窮者自立支援における自立相談支援事業や就労準備支援事業等により、生活困窮者の自立に向けた支援を進めます。
- ・ 「社協だより」やホームページを通じて情報発信に努めます。
- ・ 地区長、民生委員、老人クラブと協力し、支援が必要な人の把握に努めます。
- ・ 総合相談窓口を開設し、地域住民のあらゆる相談に対応します。

【行政の役割】

- ・ 相談窓口を明確にし、困ったときにはすぐに相談できる体制をつくります。
- ・ 総合相談窓口として役割を果たすため、各機関と連携し相談体制を強化します。
- ・ 地域の困りごとの集約や自立支援協議会等の協議の場をとおして明らかになった課題から、福祉サービス等の社会資源の確保に努めます。
- ・ コレワーク四国との連携
- ・ 刑務所出所者等の雇用を希望する事業者をサポートする機関である法務省コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）の活動について周知に努め、就労の確保を支援します。
- ・ 法務少年支援センターこうちとの連携
- ・ 非行等の問題を有する者や、その家族等からの相談に対応するため、「法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）」と連携して問題解決するための支援や情報を提供します。
- ・ 地域の理解促進
- ・ 「社会を明るくする運動強調月間」や「再犯防止啓発月間」（毎年7月）等において、町の広報誌やホームページをはじめ、事業等の開催を通じて、犯罪や非行の防止と、刑務所出所者等の更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

【行政が取り組むこと】

主な取り組み	担 当 課
通学路安全性の向上 通学路安全対策連絡協議会や随時の情報提供により危険個所を把握し、児童・生徒の通学路の安全確保に努めます。	教育委員会
児童見守り事業の推進 子どもたちが事故や犯罪に遭わないように、少年育成センター、スクールガード等による、登下校の見守り活動を行い、安心安全の確保を図ります。	教育委員会
再犯防止の推進 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える社会の実現を目指します。	町民福祉課
男女共同参画社会の推進 一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、平等に個性や能力を発揮できる社会の実現が図られるよう、男女共同参画意識についての啓発を図り、女性の積極的な政策形成への参画、男性の地域や家庭への参加を促進するため、男女共同参画意識の向上を推進します。	町民福祉課



主な取り組み	担当課
<p>人権意識の向上</p> <p>住民が、性別や年齢、障害の有無、生まれた地域、国籍、病気、LGBTをはじめとした性自認や性的指向を理由に差別を行わないよう、人権意識を向上するための啓発活動や、人権教育の推進に取り組みます。</p>	<p>保健介護課 町民福祉課</p>
<p>成年後見制度利用支援事業</p> <p>親族がいない等の理由により、本人による成年後見制度の申立てが困難な高齢者や障害者に、大月町が代わって申立て手続きを行います。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な高齢者や障害者に、制度の申立てに要する経費の全部又は一部を補助します。</p>	<p>保健介護課 町民福祉課</p>
<p>虐待防止の推進</p> <p>高齢者虐待、児童虐待並びに障害者虐待については、当該者の安全確保を優先とし、関係機関と協力連携しながら迅速に対応し、虐待の防止・早期発見に取り組みます。</p>	<p>保健介護課 町民福祉課</p>
<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策</p> <p>DV防止対策に対するポスター、リーフレット等により、DVは決して許されないものであるという社会認識の醸成に努めます。また、高知県女性相談支援センター等の支援機関と連携による相談体制を実施し、状況に応じて一時保護を行います。</p>	<p>町民福祉課</p>
<p>要保護児童対策地域協議会</p> <p>虐待を受けている子ども等、要保護児童の早期発見や適切な保護のために福祉、医療、保健、教育等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、情報共有に努めます。</p>	<p>町民福祉課</p>
<p>地域生活支援拠点の整備</p> <p>障害者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、障害のある方が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指して、障害のある方の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築していきます。</p>	<p>町民福祉課</p>

【社会福祉協議会が取り組むこと】

主な取り組み	活動主体または相談窓口
<p>生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>働きたいけど仕事がない、経済的な問題をどのように解決したら良いかわからない等、一人ひとりの状況に応じて支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けて支援します。</p>	社会福祉協議会
<p>総合相談</p> <p>生活していくうえでの心配事、悩み事について、なんでも相談を受け、解決に努めます。</p>	社会福祉協議会
<p>日常生活自立支援事業</p> <p>高齢者や障害者等が、福祉サービスの利用や金銭管理等、日常生活に必要なことについて、判断することが難しい場合に、専門員と生活支援員が支援します。</p>	社会福祉協議会
<p>あったかふれあいセンター事業</p> <p>子どもから高齢者まで、日常生活における困りごとの相談を受け、一緒に考え、解決できるように支援します。</p>	ほっとセンター
<p>社協だより・ホームページ</p> <p>年3回の広報誌「社協だより」の発行及び、ホームページを通じて情報提供をし、困りごとの相談窓口として周知します。</p>	社会福祉協議会





(2) 災害に強いまちづくり

近い将来には南海トラフ地震が高い確率で起こるとされているため、災害時の避難に手助けが必要な避難行動要支援者や、避難生活に福祉的な配慮が必要な要配慮者の安全確保を図ることが重要です。

災害時には、地域が中心となり、避難行動要支援者の避難支援が行われるよう、自主防災会の結成や育成を推進する必要があります。

また、要配慮者の避難生活を支えるため、福祉的な配慮や介護・看護等の専門的なケアが提供される避難施設の整備等を確保する必要がありますが、安心、安全な地域生活を続けるためには、住民一人ひとりの備え、また、地域と行政や関係機関・団体との連携強化等、自助・互助・共助・公助と切れ目のない地域防災体制を構築する必要があります。

【地域での取り組み】

- ・防災マップ等で避難場所を確認する等、一人ひとり自分で出来ることは、自分で取り組んでいきましょう。
- ・地域防災グッズの準備、食料品・飲料水等を災害に備えて準備しましょう。
- ・各地域が大月町からの名簿等を活用し、要介護高齢者や障害のある人等避難行動要支援者を把握するとともに、自主防災会等で情報共有をし、手助けが必要となる人を把握しましょう。
- ・緊急時の支援体制の強化や各地域で防災訓練を定期的に行うよう努めます。また、避難行動要支援者が参加できるよう配慮するとともに、避難支援の訓練にも努めます。

【社会福祉協議会の役割】

- ・災害ボランティアセンターの体制づくりに努めます。
- ・民生委員と協力して、緊急連絡カードを整備します。
- ・住民同士の普段からの関係づくりを通じて、災害時の見守り活動へ繋がります。

【行政の役割】

- ・地域での自助・互助・共助・公助の視点に立ち、個人の取り組みを支援します。
- ・避難行動要支援者名簿を地域と共有し、共に見守る体制を整えます。
- ・災害発生時、必要に応じて、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦等配慮者の避難生活を支える避難所を開設・運営していきます。
- ・災害時医療救護計画に基づき、出前型支援で命を守れる体制を整えます。

【行政が取り組むこと】

主な取り組み	担 当 課
<p>防災訓練の実施・自主防災組織への支援</p> <p>いつ災害が発生しても対応できるよう、情報伝達、避難誘導、救助等、総合的な防災訓練を実施し、地域住民、行政等が連携できる体制づくりを行います。また、自主防災活動に必要な資材、器具等の整備や、組織の活動や資機材の備蓄等に対し補助を行い、自主防災組織の活動を支援します。</p>	総務課
<p>避難行動要支援者の把握と共有</p> <p>高齢者や障害者の意向に基づき、適切な避難行動要支援者の情報の把握・管理に努め、関係機関との情報共有を図るとともに、定期的な見直しを行い、名簿掲載の同意が得られるよう取り組みながら、個別避難計画の策定を推進します。</p>	総務課
<p>福祉避難所の充実</p> <p>災害時において介護や見守り等、特別な支援が必要な人が安心して避難生活ができる環境整備や、運営体制等の確認を行います。また、福祉避難所のあり方や個別避難計画について継続的に検討していきます。</p>	総務課
<p>災害後の安心・安全の確保</p> <p>災害後の緊急連絡の支援や、適切な情報提供によって混乱を収め、速やかな安否確認を行い、安否確認方法等を周知していくよう努めます。</p> <p>また、平時より安否確認方法等を周知していくよう努めます。</p>	総務課



【社会福祉協議会が取り組むこと】

主な取り組み	活動主体または相談窓口
<p>災害ボランティアセンター機能 被災者や被災地を主体としながら、ボランティアの協力を得て、地域の復興に繋げるために、災害ボランティアセンターの体制づくりに努めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>緊急連絡カード 民生委員と協力して、独居高齢者等、気になる人の災害時に必要となる情報を本人から聞き取り、カードを作成し本人、民生委員、社協で備えます。</p>	<p>社会福祉協議会 民生児童委員協議会</p>



災害ボランティアセンター

基本目標3 笑顔で元気に暮らせるまちづくりをしよう

(1) 健康で生きがいを持って生活できるまちづくり

地域で元気に暮らしていくためには、個人の健康管理が必須です。また地域ぐるみで介護予防活動や生きがいづくりの機会をつくることが個人を支えることに繋がります。自分一人が、食事や健康に気をつけるだけでは、地域全体の活気や生産性は向上しません。ともに活動することで、個人の健康度はさらに高まり、健康な地域環境を作り出せば、一層健康的な生活を過ごすことが出来ます。

一人ひとりがこれまで培ってきた知恵や技術を生かしながら、積極的に社会参加をし、地域みんなで健康づくりに取り組むことが健康の保持増進と介護・認知症予防に繋がります。自分たちの力で健康で生活できる地域をつくる必要があります。

【地域での取り組み】

- ・老人クラブの活動など交流の場に参加する。
- ・健康パスポート等を活用し、日頃から健康づくりを意識しましょう。

【社会福祉協議会の役割】

- ・地域包括支援センターや保健師等と連携し、介護予防の取り組みに繋いでいきます。
- ・あったかふれあいセンター、老人クラブ事業を通じて、健康づくり、介護予防の場づくり及び担い手づくりに努めます。

【行政の役割】

- ・健康づくり・介護予防事業等、地域の自主的な取り組みに対して支援を行っていきます。
- ・健康相談や体操教室で健康教育や体力づくりを行い、健康づくりをとおした地区活動を普及していきます。
- ・障害者スポーツや3障害交流会をとおして、障害の有無に関わらず、社会参加でき自分の能力が発揮できる場をつくります。
- ・支援や介護が必要となった場合は、本人及びその家族が適切なサービスを利用できるよう多職種が連携し、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を強化します。



【行政が取り組むこと】

主な取り組み	担 当 課
<p>健康相談 健診結果を活かし、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。受診者の行動変容につながる指導方法や体制の検討や、指導者の指導技術の向上に努めます。</p>	保健介護課
<p>健康づくりの推進 住民が生活の中で、運動習慣・食生活改善等の健康づくりを実践しやすくするため、食生活改善推進員や健康づくり推進員とともに関係機関・地域と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。</p>	保健介護課
<p>各種検診の受診勧奨 住民が受けやすい健診を目指し、特定健診やがん検診等の受診勧奨を実施していきます。</p>	保健介護課
<p>介護予防事業 高齢者が地域で集まり、体操やレクリエーション活動に取り組み運動機能の維持向上や認知症予防ができる地域の集いの場を積極的に展開していきます。</p>	保健介護課
<p>妊産婦・新生児訪問指導 妊産婦・新生児のいる家庭に対する訪問指導を実施するとともに、健診後の効果的な事後指導に努めます。また、産後うつ病の早期発見に努め、医療につなげるよう努めます。</p>	保健介護課
<p>赤ちゃん相談 子育て世代が育児やその他の悩み等を相談でき、子どもとともに楽しい時間を過ごしながらか、乳幼児期の発育、発達状態の把握と離乳食についてや、年齢に応じた育児情報を提供できる体制を整備します。</p>	保健介護課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

主な取り組み	活動主体または相談窓口
<p>老人クラブ活動 ウォーキング、サロン、料理教室、輪投げ等の事業の実施を通じて、健康と生きがいを推進します。</p>	<p>老人クラブ連合会 社会福祉協議会</p>
<p>げんき学校 高齢者の運動機能の維持向上に加え、口腔、栄養、認知症予防の知識を得て、健康を保持するために体操教室を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>心身障害者協議会への助成 障害をもつ人が、健康で生きがいをもって、社会生活、日常生活を送れるように支援している団体へ助成を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>外出支援（障害） 障害をもつ人の外出を支援し、社会参加の機会をつくります。</p>	<p>社会福祉協議会</p>



げんき学校



輪投げ



料理教室・ウォーキング（老人クラブ連合）



(2) 移動や生活に困らないまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、買い物等の住民の生活支援を充実させることが大切です。

アンケートにおいても、買い物や通院にかわる移動手段に大きな不安を抱えている現状が明らかになっています。本町では、生活交通バスが各地区を巡回しており、令和3年3月からは主要な生活利便施設等を繋ぐ「まちバス」を運行しています。病院のついでにスーパーや金融機関等の、町内の主要施設を巡回できるバスです。町中心を循環しているものの、バス停まで一人では歩けない高齢者も多くいます。そのため、住民の生活に即した支援サービスを構築していく必要があります。

また、1ターン・Uターン・移住者等が住み慣れていない地域で生活に困らないよう、安心して暮らせる取り組みが町の人口増加にも繋がってきます。

【地域での取り組み】

- ・ 移動に困難を抱える方、その家族は福祉・介護タクシー等、必要に応じて利用できる交通手段等を調べます。
- ・ 買い物の方法について、移動手段や宅配等、家族や支援してくれる方と一緒に考えます。

【社会福祉協議会の役割】

- ・ ほっとセンターによる利用者支援への買い物支援、通院支援について住民への周知に努めます。
- ・ 地域の魅力や特色ある活動について情報を収集し、ホームページ等で発信していきます。
- ・ 移住や転入された方も含め、住民相互の支え合い、助け合い体制の構築を推進します。

【行政の役割割】

- ・ 効率的な公共交通対策に取り組みます。
- ・ 障害者の社会参加と移動手段を支援する「同行援護支援」「行動援護支援」、「移動支援事業」についての事業の周知を図ります。

※障害者の利用できる外出支援サービス

- 同行援護支援・・・視覚障害により移動に困難を有する人の外出支援
- 行動援護・・・知的または精神障害により行動上困難を要する人の外出支援
- 移動支援事業・・・障害者の自立生活や社会参加を促すための外出支援
- ・ホームページ等で生活や暮らしの情報を積極的に発信していきます。・空き家情報の収集体制やデータの利活用等見直していきます。
- ・移住相談員が移住に関する総合的な相談に対応し、移住後も交流会等を開催していきます。

【行政が取り組むこと】

主な取り組み	担 当 課
効果的な公共交通対策 移動手段の確保に努めるとともに、地域特性を踏まえたバス等の公共交通機関の充実に努めます。	まちづくり推進課
障害福祉サービスの推進 福祉サービスを必要とする障害者が、その情報を適切に得られるよう、ホームページ、広報等を利用し、各制度や福祉サービスについて、分かりやすく情報を提供するとともに、関係機関とも連携を図ります。	町民福祉課
移住施策の推進 移住相談の窓口のさらなる機能充実に努めるとともに、「仕事」、「住む場所」、「移住後の生活支援」等、移住希望者のニーズに合わせて地域の人たちと移住者をつなげる取り組みを進めます。	まちづくり推進課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

主な取り組み	活動主体または相談窓口
あったかふれあいセンター事業 利用者に対し、町内での通院や買い物の支援を行います。	社会福祉協議会
ボランティアセンター 移動や生活に困っている人とボランティアのコーディネートを行います。また、生活支援のボランティア育成に努めます。	社会福祉協議会



資料編



地域福祉計画に関するアンケート（民生委員）

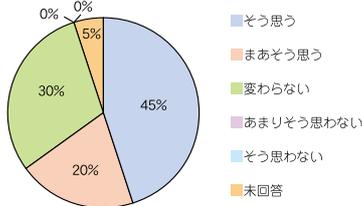
資料1-1

問)【基本目標】＜取り組みの基本方向＞を基に、平成24年度より取り組みを行ってまいりましたが、下記の取り組みが行われていた、改善された、良くなったと思いますか？

地域や近所同士のつながりを大切にして、「ひとりぼっち」をつくらないための取り組み

Q1-1. 隣近所から始まる支え合いづくり

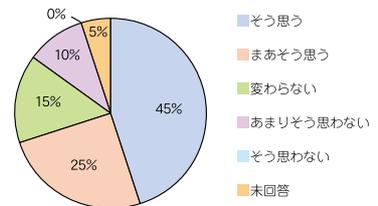
No.	Q 1-1	人数
1	そう思う	9
2	まあそう思う	4
3	変わらない	6
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



地域リーダーの育成やボランティア活動がしやすい環境づくりのための取り組み

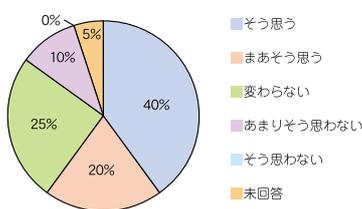
Q3-1. 生活サービスの充実

No.	Q 3-1	人数
1	そう思う	9
2	まあそう思う	5
3	変わらない	3
4	あまりそう思わない	2
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



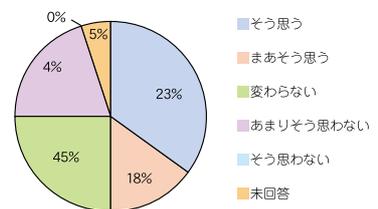
Q1-2. 訪問活動の充実(閉じこもり高齢者をつくらない)

No.	Q 1-2	人数
1	そう思う	8
2	まあそう思う	4
3	変わらない	5
4	あまりそう思わない	2
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



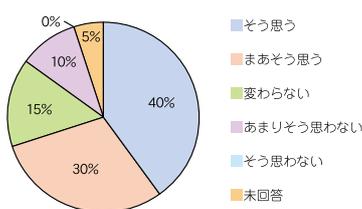
Q3-2. 地域リーダー(担い手)や福祉活動に携わる人材育成

No.	Q 3-2	人数
1	そう思う	7
2	まあそう思う	3
3	変わらない	5
4	あまりそう思わない	4
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



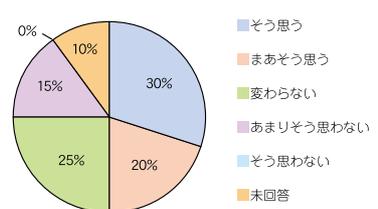
Q1-3. みんなが交流できる仕組みづくり

No.	Q 1-3	人数
1	そう思う	8
2	まあそう思う	6
3	変わらない	3
4	あまりそう思わない	2
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



Q3-3. 福祉教育の推進

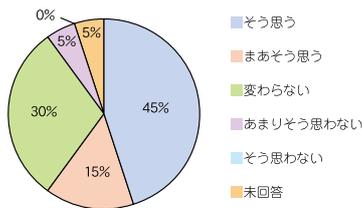
No.	Q 3-3	人数
1	そう思う	6
2	まあそう思う	4
3	変わらない	5
4	あまりそう思わない	3
5	そう思わない	0
6	未回答	2
合計		20



誰もが気軽に安心して交流できる場の充実や支え合いの仕組みづくりのための取り組み

Q2-1. 孤立しない取り組み、仕組みづくり

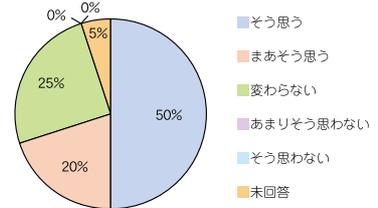
No.	Q 2-1	人数
1	そう思う	9
2	まあそう思う	3
3	変わらない	6
4	あまりそう思わない	1
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



公共交通の利用促進に向けた啓発活動を行い、運行の維持・利便性に取り組み、買物弱者をつくらない地域を目指すための取り組み

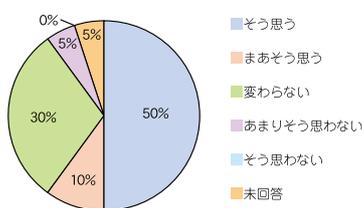
Q4-1. バスの利便性の向上

No.	Q 4-1	人数
1	そう思う	10
2	まあそう思う	4
3	変わらない	5
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



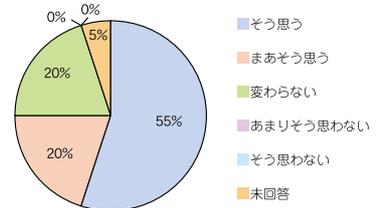
Q2-2. ふれあいネットワークの推進

No.	Q 2-2	人数
1	そう思う	10
2	まあそう思う	2
3	変わらない	6
4	あまりそう思わない	1
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



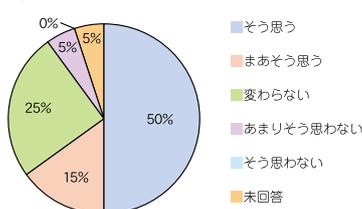
Q4-2. 通院、買物支援サービスの検討

No.	Q 4-2	人数
1	そう思う	11
2	まあそう思う	4
3	変わらない	4
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



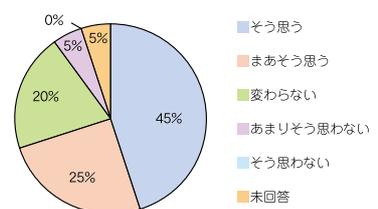
Q2-3. 独居・日中独居高齢者の支え合いづくり

No.	Q 2-3	人数
1	そう思う	10
2	まあそう思う	3
3	変わらない	5
4	あまりそう思わない	1
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



Q4-3. 買物弱者対策

No.	Q 4-3	人数
1	そう思う	9
2	まあそう思う	5
3	変わらない	4
4	あまりそう思わない	1
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20





地域福祉計画に関するアンケート（民生委員）

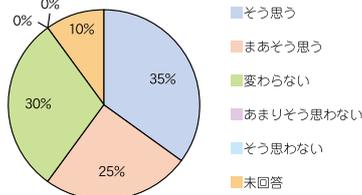
資料1-2

問）【基本目標】＜取り組みの基本方向＞を基に、平成24年度より取り組みを行ってまいりましたが、下記の取り組みが行われていた、改善された、良くなったと思いますか？

地域の支え合いや絆を深めて、地域の防災体制を強化するための取り組み

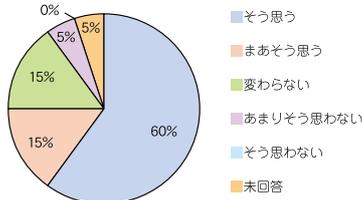
Q5-1. 災害・緊急時の支援体制の強化

No.	Q 5-1	人数
1	そう思う	7
2	まあそう思う	5
3	変わらない	6
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	2
合計		20



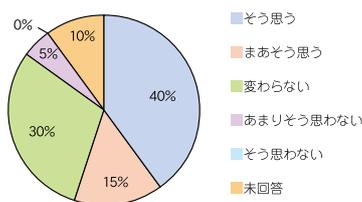
Q5-2. 防災体制の整備(場所の確保)

No.	Q 5-2	人数
1	そう思う	12
2	まあそう思う	3
3	変わらない	3
4	あまりそう思わない	1
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



Q5-3. 官民協働による地域防災力の強化推進

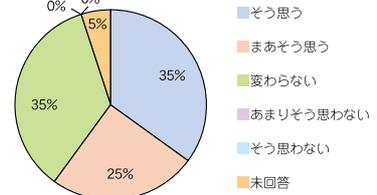
No.	Q 5-3	人数
1	そう思う	8
2	まあそう思う	3
3	変わらない	6
4	あまりそう思わない	1
5	そう思わない	0
6	未回答	2
合計		20



地域の困りごとや悩みを解決できる相談体制の充実するための取り組み

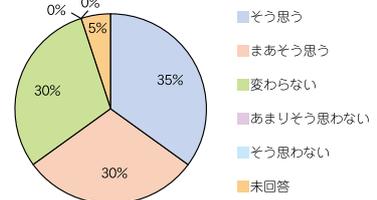
Q7-1. 利用しやすい体制整備の構築

No.	Q 7-1	人数
1	そう思う	7
2	まあそう思う	5
3	変わらない	7
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



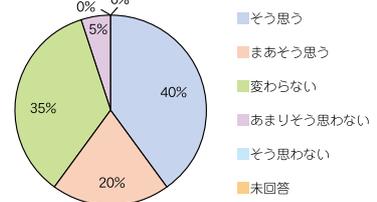
Q7-2. 相談体制整備の構築

No.	Q 7-2	人数
1	そう思う	7
2	まあそう思う	6
3	変わらない	6
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



Q7-3. わかりやすい情報の提供

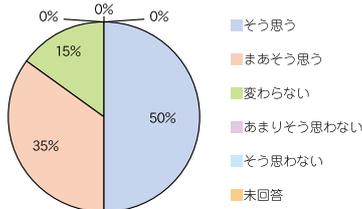
No.	Q 7-3	人数
1	そう思う	8
2	まあそう思う	4
3	変わらない	7
4	あまりそう思わない	1
5	そう思わない	0
6	未回答	0
合計		20



元気で生き生きとした生活が送れるよう、健康づくりや生きがいをづくりするための取り組み

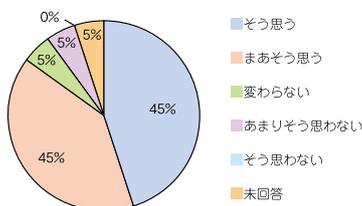
Q6-1. みんなが元気で暮らせる地域づくり

No.	Q 6-1	人数
1	そう思う	10
2	まあそう思う	7
3	変わらない	3
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	0
合計		20



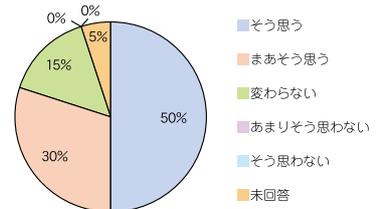
Q6-2. 子育てしやすい環境づくり

No.	Q 6-2	人数
1	そう思う	9
2	まあそう思う	8
3	変わらない	1
4	あまりそう思わない	1
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



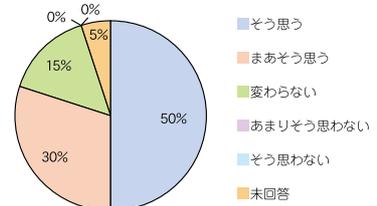
Q6-3. 住民の検診、健康づくりへの理解の向上

No.	Q 6-3	人数
1	そう思う	10
2	まあそう思う	6
3	変わらない	3
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



Q6-4. 介護予防、健康づくり事業の充実

No.	Q 6-4	人数
1	そう思う	10
2	まあそう思う	6
3	変わらない	3
4	あまりそう思わない	0
5	そう思わない	0
6	未回答	1
合計		20



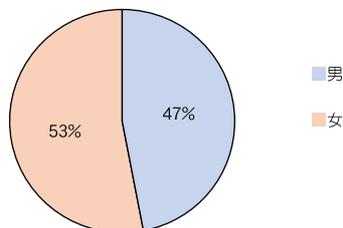
地域福祉計画に関するアンケート（手帳所有者）

資料2-1

Q1. 男女別

No.	Q 1	人数
1	男	31
2	女	35
3	無回答	0
合 計		66

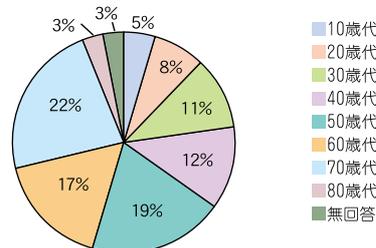
Q1. 男女別



Q2. 年齢別

No.	Q 2	人数
1	10歳代	3
2	20歳代	5
3	30歳代	7
4	40歳代	8
5	50歳代	13
6	60歳代	11
7	70歳代	15
8	80歳代	2
9	無回答	2
合 計		66

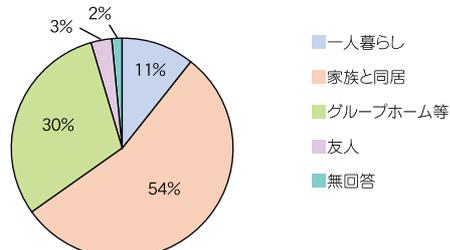
Q2. 年齢別



Q3. 家族構成

No.	Q 3	人数
1	一人暮らし	7
2	家族と同居	36
3	グループホーム等	20
4	友人	2
5	無回答	1
合 計		66

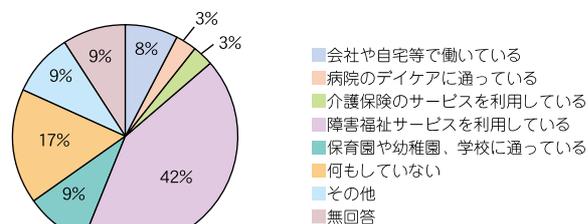
Q3. 家族構成



Q4. 日中は主にどのように過ごしていますか？

No.	Q 4	人数
1	会社や自宅等で働いている	5
2	病院のデイケアに通っている	2
3	介護保険のサービスを利用している	2
4	障害福祉サービスを利用している	28
5	保育園や幼稚園、学校に通っている	6
6	何もしていない	11
7	その他	6
8	無回答	6
合 計		66

Q4. 日中は主にどのように過ごしていますか？





地域福祉計画に関するアンケート（手帳所有者）

資料2-2

Q5. 1年後～3年後どこで暮らしたいですか？

No.	Q 5	人数
1	家の近くの入所施設で暮らしたい	14
2	気に入った入所施設で暮らしたい	2
3	グループホーム福祉ホームで暮らしたい	4
4	家族や親戚と暮らしたい	18
5	一人が、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい	6
6	分からない（今のところは考えていない）	13
7	その他	3
8	無回答	6
合 計		66

Q6. 今後使いたいサービス(重複あり)

No.	Q 6	人数
1	生活介護	1
2	自立訓練	2
3	放課後デイサービス	4
4	移動支援	1
5	就労定着支援	3
6	コミュニケーション支援	1
7	就労移行支援	2
8	就労継続支援	1
9	計画相談支援	5
10	短期入所	3
11	あったかふれあいセンター	1
12	無回答	47
合 計		68

Q7. 今後あなた(ご本人)が、障害者福祉(通所・入所等サービスを除く)に必要なと思うことは何ですか？(重複あり)

No.	Q 7	人数
1	会社などに就職ができるように就職先を多くすること (もっと就職がしやすいこと)	12
2	長く働き続けるための支援 (職場適応などの雇用継続の支援)があること	19
3	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、 情報の提供や助言などを行うこと	6
4	今よりもっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること	21
5	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への 意思疎通の支援を充実すること	5
6	障害のある人への虐待防止の取り組み	13
7	地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むこと ができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で	17
8	行うさまざまな取り組みを支援すること	12
9	成年後見制度を利用しやすくすること	4
10	いろいろな活動(趣味や交流など)の場がある	25
11	無回答	11
合 計		145

第2期地域福祉活動計画における取り組みに対する評価

資料3

基本目標1 支え合い、助け合えるまちづくりをしよう

取り組みの柱（1） 地域住民同士つながって孤立しないまちづくり

①社協・民協・老連等の連携による見守りネットワークの継続と拡充を図る																									
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸地域を中心とした見守りマップ作り ・独居（高齢者・障害者）宅中心の傾聴訪問 																								
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りマップ作りについて、西泊地区で見直しを行った。提案を行った地区もあるが、作成に結びつかなかった。 ・民生委員は配食サービス等の日々の活動のなかで傾聴訪問ができています。傾聴訪問養成研修（R1年6月）への参加もあった。老人クラブ連合会では女性リーダーが傾聴訪問を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は対面から電話に切り替えて活動している。 																								
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りマップ作りについて、地区の方に必要性を感じてもらえなかったように思う。新型コロナウイルスにより、交流の機会が減少しているため、マップという形にこだわらず地区の中で見守りが行われるようにしていく必要がある。 																								
②子育て支援の実施と拡充を図る																									
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん訪問・子育てサロン ・お誕生カードお届け ・子ども民ちゃん食堂の開催 ・積極的な交流の促進（参加に消極的な親子への広報活動） 																								
取組み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤ちゃん訪問…</td> <td>6件</td> <td>2件</td> <td>7件</td> <td>6件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン…</td> <td>8組</td> <td>5組</td> <td>未実施</td> <td>未実施</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>民ちゃん食堂…</td> <td>夏・冬 子260人</td> <td>夏・冬 子179人</td> <td>夏・冬 子179人 大人268人</td> <td>未実施</td> <td>未実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度については新型コロナウイルスの影響により、訪問活動を自粛した。児童見守り相談員と連携し、参加を促した。</p>		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	赤ちゃん訪問…	6件	2件	7件	6件	10件	子育てサロン…	8組	5組	未実施	未実施	未実施	民ちゃん食堂…	夏・冬 子260人	夏・冬 子179人	夏・冬 子179人 大人268人	未実施	未実施
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度																				
赤ちゃん訪問…	6件	2件	7件	6件	10件																				
子育てサロン…	8組	5組	未実施	未実施	未実施																				
民ちゃん食堂…	夏・冬 子260人	夏・冬 子179人	夏・冬 子179人 大人268人	未実施	未実施																				
評価と課題	<p>当初は子育て支援の活動ができていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度より訪問や密集を伴う活動を避けたことから、活動が減少した。児童見守り相談員とはこれまで通り連絡を取り合いながら、新型コロナウイルス対策をしたうえでの子育て支援を拡充したい。</p>																								
③ふれあいいきいきサロンの拡充を図る																									
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・全地区/月1回以上のサロン開催 ・輪投げ大会による地区サロンの活性化 																								
取組み	<p>健康体操を通じて、開催頻度が増えた地区があった。開催地区を増やすため、地区への呼びかけや、老人クラブ会長と女性リーダー向けの研修を行った（H30年9月）。例年、輪投げ大会に向けて各地区サロンが活発になっている状況があったが、新型コロナウイルスの流行により、令和2年度から活動を中止した地区が多くあった。ほとんどの地区で活動状況が改善しつつあったが、県内での新型コロナウイルス再流行もあり、令和3年度末時点では停滞気味となっている。</p>																								
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンについては、密集や接触を伴うことがあるため、多くの地区で活動が停滞しやすい。活性化のための呼びかけや研修は行ってきたが、以前のような活気は戻っておらず、感染拡大防止のために輪投げ大会が開催されていないことも一因となっていると考えられる。 																								
④認知症や精神疾患、関係する家族への支援の充実を図る																									
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や精神疾患の勉強会の開催（地区ごと） ・認知症家族の会を通じた家族支援 																								
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月カフェを開催している。 ・ケアマネジャーがチラシを配布し、地域包括支援センターからは呼びかけをしてもらい、参加者を募ってきた。 																								
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の家族をもつ方が悩みを相談できる場や、認知症に対する理解を深める場として機能している。 ・新規参加者の広がりが少ないこと、今後、在宅での認知症の方が増えると見込まれるため、認知症への理解を深めるための取り組みを行っていく必要がある。 																								



取り組みの柱（2） 地域住民の困りごとを支えられるまちづくり

①配食サービスの継続と拡充を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスの実施（週1回） ・惣菜サービスの実施（月1回）
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度よりコロナ禍の状況でも、利用者の食事確保・見守りのため、対策をしながら週1回の配食を実施してきた。 延べ配食人数：H29：6,535人 H30：6,535人 R1：6,008人 R2：5,671人 ・惣菜サービスの利用が増えつつある。 ・調理ボランティアが2団体増えた。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・配食を通じて、利用者の入退院や、体調の変化など連絡を受け、民生委員の見守りにつながっている。見守りの充実、食の確保からも回数を増やすことが望ましいが、調理ボランティアの不足や配達する民生委員の負担が増えることが課題となる。
②介護保険など事業によるサービスの充実を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップを図る ・介護職員の確保に努める ・施設整備をする
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内で行われる研修及び外部で行われる研修に参加している。 ・資格取得奨励のための手当支給や受験日を勤務扱いとしている。介護福祉士に9名が合格し、初任者研修を6名が修了した。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な研修については受講できており、オンライン研修が広がったことが受講しやすい環境につながっている。しかし、対面が必要な研修は開催地から離れていることが多く、時間がかかってしまうことや、介護保険事業所については職員の不足から外部の研修参加が難しい。 また、介護職員を募集しても応募がほとんどなく、確保が難しい状況のため、求人の方法などについて再検討が必要である。 ・デイサービスについては利用定員を増員しているが、グループホームについては予定がない。

基本目標2 安心・安全なまちづくりをしよう

取り組みの柱（1） 困りごとをまいごにさせないまちづくり

①ほっとセンターを拠点にさまざまな課題に対応する ②社協事業の活用促進を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者やひきこもりへの支援 ・新たな地域課題への対応
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、引きこもり支援について、継続して行ってきた。 ・ほっとセンターでは相談を受けて対応してきたが、記録に残していないケースが多数あり、実際の件数はもっと多かった。 ・多くの困りごとに対して社協事業を活用して対応してきた。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもり支援は本人との信頼関係構築が重要であるため、何度も足を運び、接触を試みてきたが、アプローチの仕方については今後も検討を続けていく。 ・報告書を提出するように周知してきたが、時間が経つと日々の業務に追われるなかで、記録の記入を怠ってしまっていることがあった。事務局より各事業所に引き続き周知していく。
③相談支援体制の整備・拡充を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の開放 ・職員の意識啓発
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談、暮らしの応援団を継続してきた。法律や暮らしに関すること、空き家やお墓の手入れなど多様な相談に対応してきた。 ・令和3年度まで相談が増加していたのは、職員への相談記録記入呼びかけによる効果が現れたものであると思うが、法人内でまだ徹底されていない。 心配事相談事業 H29：280件 H30：237件 R1：314件 R2：451件
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの応援団では、住んでいない家の手入れや庭の草刈り、遠方からのお墓の掃除といった依頼が多く寄せられており、独居、高齢化、空き家といった課題が地域の中で進んでいる状況がうかがえる。 ・相談があればその都度対応し、内容によっては関係機関につなぐこともあるが、その際はつないだ後どのようになったか確認するようにしたい。

④生活福祉資金の活用促進を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の知識の習得 ・活用に向けた広報活動
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、研修会に参加し、制度に関連する知識の習得に努めてきた。 ・広報活動は主に広報誌「社協だより」にて行い、新型コロナウイルス特例貸付についてはホームページでも行った。 <p>相談貸付件数 相談 H29： 18件 H30：14件 R1：10件 R2：18件 R3：41件 貸付 H29： 1件 H30： 0件 R1： 3件 R2： 1件 R3： 4件 (特例貸付) 相談 R2：124件 R3：59件 (特例貸付) 貸付 R2： 60件 R3：27件</p>
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月より新型コロナウイルス特例貸付が始まり、令和2年4月から相談・貸付件数が大きく増加した。自営業の方からの相談が多く、町内外で深刻な影響があった。また、職を失って相談に来られる方、就職先が見つからず相談に来られる方も多くいた。 ・生活困窮者自立支援事業から貸付にいたるケース（主に保護までのつなぎ）があった。 ・貸付相談に来られる方に、貸付以外にも困っていることがないか丁寧に聞き取りを行う。

⑤権利擁護事業の機能強化を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の知識の習得 ・活用に向けた広報活動
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・精神上の障害等により生活に困難なことがある方に日常生活自立支援事業で支援を行ってきた。主に自宅で生活している方への支援となっており、金銭管理、支払、困りごと相談、見守り等を行っている。 ・「社協だより」にて、住民向けに日常生活自立支援事業の周知を行った（年1回）。 <p>日常生活自立支援事業利用実績 利用実人数 H29： 1人 H30：2人 R1： 1人 R2： 2人 R3： 2人 相談援助件数 H29：15件 H30：7件 R1：11件 R2：29件 R3：83件</p>
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員連絡会、四者会等への参加を通じて、日常生活自立支援事業及び成年後見制度への理解を深めることができた。 ・職員への周知が進み、職員から事業への問合せが増えつつある。 ・現在の利用者が事業利用が適切な状態か見極めつつ成年後見への移行を検討していく。

取り組みの柱（2） 災害に強いまちづくり

①災害ボランティアセンター機能の充実を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップを図る（模擬訓練・職員研修） ・中・高校生に避難所運営模擬訓練の実施などを通じた意識啓発
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・民協にて災害ボランティアセンター模擬訓練を実施した。災害ボランティアセンター中核スタッフ研修に職員が参加。 ・平成30年7月豪雨の際には、大月町災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを受け入れ、被災住民への支援を行った。 対応件数延べ129件 ボランティア数延べ 605人 ・初期行動計画の見直しを行った。（R2年度）
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営模擬訓練や、研修への参加を通じてスキルアップに努めてきた。平成30年7月には豪雨により、家屋への浸水、損壊等の被害があり、大月町災害ボランティアセンターを設置し、被災住民の支援にあたった。町内外より多くのボランティアを受け入れ、浸水した家屋の泥だしや、清掃といったニーズに対応し、住民が少しでも早くもとの生活に戻れるように支援した。今後も日頃の研修や訓練に参加することや、住民への活動の紹介を通じて、災害への意識を高め、大きな災害に備えていくことが必要である。

基本目標3 笑顔で元気に暮らせるまちづくりをしよう

取り組みの柱（1） 健康で生きがいを持って生活できるまちづくり

①老人クラブ活動の活性化を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・『仲間づくり・健康づくり活動』の促進 ・新規会員の加入促進
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「社協だより」でのサロン活動報告及びリーダーを通じたサロン参加の呼びかけを行ってきたが、参加者、会員数ともに減少している。老人クラブがなくなってしまった地区もある。 <p>老人クラブ会員数 H29：1,193人 H30：1,159人 R1：1,128 R2：1,034人 R3：1,037人 ・地区で介護予防の健康体操を行った。新型コロナウイルスの影響によりR2年度は未実施であるが、H29年度からR2年度までに9地区で87回実施している。</p>
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・広報と加入への呼びかけを行ってきたものの、参加者と会員数は減少が続いている。 ・新型コロナウイルスの影響により、輪投げ大会が中止となり、そのための練習が無くなったことも地区でのサロン活動減少の要因と考えられる。



②障害者や引きこもりの人たちへの支援の強化を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の確保 ・就労支援
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもりの関係者組織である若者を元気にする会「青い空ぼっこぷう〜ん」へ共同募金配分金や県社協助成を通じて支援してきた。 ・就労支援として、畑づくりを行う。 ・定期的に訪問を行った。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者が自宅を開放する等、活動が少しずつ広がっている。ほっとセンターも交流の場として活用されている。 ・就労支援を行ってきたが、事業者の理解を得られないことも多く、実績が少ない。理解を得られるよう丁寧な説明を続けていきたい。

取り組みの柱（2） 移動や生活に困らないまちづくり

①買い物・通院などの支援強化を図る													
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の掘り起こし ・買い物や通院支援の拡充 												
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティア（暮らしの応援団）による買い物支援を行った。 ・ほっとセンターによる利用者への買い物支援、通院支援を行っている。 <p>支援回数</p> <table border="1"> <tr> <td>買い物支援</td> <td>H29: 1,193回</td> <td>H30: 1,235回</td> <td>R1: 1,198回</td> <td>R2: 926回</td> <td>R3: 1,432回</td> </tr> <tr> <td>通院支援</td> <td>H29: 34回</td> <td>H30: 36回</td> <td>R1: 29回</td> <td>R2: 24回</td> <td>R3: 26回</td> </tr> </table>	買い物支援	H29: 1,193回	H30: 1,235回	R1: 1,198回	R2: 926回	R3: 1,432回	通院支援	H29: 34回	H30: 36回	R1: 29回	R2: 24回	R3: 26回
買い物支援	H29: 1,193回	H30: 1,235回	R1: 1,198回	R2: 926回	R3: 1,432回								
通院支援	H29: 34回	H30: 36回	R1: 29回	R2: 24回	R3: 26回								
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアでの買い物支援は障害のある方からの依頼であった。ほっとセンターによる利用者への買い物支援、通院支援は高齢者が主となり、町内では移動手段に困っている方がまだ多くいるのではと感じている。民生委員等、地域に暮らす方を通じて、生活に困りごとを抱える人を把握していく。 												

②日常生活支援体制の強化を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の発見とコーディネート ・生活支援コーディネーターの役割を活かした課題の発掘とコーディネート
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・げんき学校、サロン等、地域の集まりに出掛けて地域課題の発掘に努めてきた。 ・生活支援コーディネーターとして、研修へ参加したり、個別ケア会議にて情報共有をした。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の集まり等で、もっと住民の声を聴き、課題の把握に努めていく。 ・上がってきた個別課題について住民、関係者とともに検討する場が必要だと考える。

③生活困窮者自立支援の機能強化を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員のスキルアップ ・地域ごとの生活困窮者の把握
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮に関する研修会に参加している。また、定期的に担当者や関係機関との情報交換を行い、支援してきた。 支援者数 H29: 1件 H30: 7件 R1: 7件 R2: 3件 R3: 3件 ・就労等支援を行ってきたなかで、就労に結びつかない方については、関係機関と連携して保護につないだケースもある。 ・必要な方への食糧提供を行った。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に民生委員や地区長等に声かけをしないと情報は上がりづらい。 ・就労先の開拓が難しい。

資料編

④ ボランティアセンター機能の充実を図る	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・登録ボランティアの活動促進 ・新たな活動ボランティアの発掘 ・小・中・高校生のボランティア意識の啓発と参画
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティア（暮らしの応援団）の登録者数が増加した。 活動実績 H29：104件 H30：122件 R1：195件 R2：227件 ・ボランティア体験学習の実施。（R2、3年度は新型コロナウイルスのため未実施） ・ナツボラ参加者2名の受け入れ（R1年度） ・学生ボランティア2名の受け入れ（R2年度） ・社協だよりにて有償ボランティアの募集、活動報告を行った。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティア登録者、ボランティアニーズともに増加している。 ・小・中・高校生を対象としたボランティア体験学習は、数少ない学生との接点であるため、今後も続けていきたい。 ・ボランティア体験学習や日頃の活動を通じて福祉やボランティアについての理解を深めることができたが、地域での担い手はまだまだ不足している。
⑤ 座談会を開催する（元気な地域づくりをする）	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの活動計画づくりと実践
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・開催に向けて、働きかけを行ってきたが、開催に至っていない。 ・橘浦地区の地域活性化活動に関わってきた。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区長に打診してきたが、開催の意義について理解を得られず、座談会開催とならなかった。地域課題の発見と解決の場とできるように開催していきたい。

第3期大月町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

資料4

区 分	役 職 名 等	氏 名
社会福祉関係	社会福祉協議会長	市原 泰
	老人クラブ連合副会長	川波 修
	心身障害者協議会長	奥田 輝喜
	民生児童委員協議会長	依岡 弘祐
	地区長自治会長	安岡 利治
町行政職員	町民福祉課長	内原 英明
	保健介護課長	大野 三鈴
	教育委員会教育次長	岡崎 俊典
	特養大月荘園長	長岡 健二
	総務課長	富田 洋子
	まちづくり推進課長	久松 誉昇
学識経験を有する	学識経験者	濱田 加代子
	学識経験者	谷 智子
その他町長が必要と認めたもの	保育所保護者会連合会長	福嶋 章宏
	幡多福祉保健所長	岡村 一良
	自立支援協議会大月部会	島村 由加里

地域福祉計画 地域福祉活動計画

住みたい・住める・住んでよかったまちづくり

令和4年3月

発 行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

大月町 町民福祉課

〒788-0302

高知県幡多郡大月町弘見2230番地

☎ 0880-73-1111 (代表)

☎ 0880-73-1380

大月町 社会福祉協議会

〒788-0311

高知県幡多郡大月町鉾土603番地

☎ 0880-73-1119

☎ 0880-62-4878

